

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第27号	
事故等名	漁船正栄丸漁船昌盛丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年9月16日 06時35分ごろ	
発生場所	福島県小良ヶ浜灯台から真方位約000° 11.0海里 (北緯37° 32.8'、東経141° 02.3')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月14日仙台・地方事故調査官が昌盛丸船長及び10月15日 正栄丸船長に電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 漁船正栄丸 3.3トン	
漁船登録番号	FS3-5665	
船舶所有者	個人所有	
船種・船名・総トン数	B 漁船昌盛丸 3.3トン	
漁船登録番号	FS3-259	
船舶所有者	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 二級小型船舶操縦士	
	B 船長 二級小型船舶操縦士	
負傷者	A・Bともになし	
損傷	A 船首部外板に亀裂、船首部船底外板に擦過傷	
	B 右舷船尾船底に破口	
事故の経過	両船とも採介漁船で、A船はホッキ貝の選別作業を終えて係留地である請戸漁港へ向け、南向きの針路で発進して約5秒後の増速中に、ホッキ貝の選別作業のため現場にて南方に向首して漂泊中のB船の右舷船尾に、その船首が約5ノットの速力で衝突した。B船は、A船の発進に気付いて、衝突の危険を感じたので機関の操作をしたが、間に合わなかった。 衝突の結果、B船は転覆し、船長は海中に投げ出されたが、近くにいた僚船の採介漁船に救助された。 当時の気象、海象は平穏で、視界は良好であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船船橋当直者の発進前に適切な見張り不十分 B船船橋当直者のA船の発進に気づき、衝突を避けようとして機関の操作を行ったが、間に合わなかったこと
原因	本件衝突は、A船船橋当直者が発進前に適切な見張りが行わなかったことが考えられる。 また、B船船橋当直者は、A船の発進に気づき、衝突を避けようとして機関の操作を行ったが、間に合わなかった可能性があると考えられる。	